



## 生命科学技術利用に関する世論形成と法整備過程の国際比較研究

柳原 良江 (やなぎはら よしえ)

東京大学大学院人文社会系研究科死生学・応用倫理センター 研究員

(助成時：東京大学大学院人文社会系研究科グローバル COE プログラム「死生学の展開と組織化」特任研究員)

### 【ポスター -1】

研究の目的ですが、日本では、生命の始まりに関する生命科学技術の扱いに対し、既成事実が重ねられる状態が続いてきました。特にこれが代理出産に関して顕著に行われ、今も法律的には野放しのまま次々と新しい事実が重ねられている状況にあります。この特殊な問題に対する制度化を実現させるための制度枠組みを作成すべく、しばしば制度化の進んだ国の現状やその背景の把握が行われています。

### ポスター 1

**研究の目的**

- 日本では生命の始まりに関する生命科学技術の扱いに対し、既成事実が重ねられる状態が続いている。
- 特に代理出産の場合、学術会議を始め専門的議論が重ねられてきながらも、結果として法律的に野放しとも言える状況にある。
- その間にも代理出産を含む第三者の関与する生殖技術では次々と既成事実が作られ、現場の人々や、生まれた人など当事者は一日も早い法整備を望んでいる。
- この特殊な問題に対する制度化を実現させるための参照枠組として、制度化の進んだ国の現状やその背景を把握する必要がある。

### 【ポスター -2】

よく取り上げられるのが、禁止を明確にしているドイツ、フランスといったヨーロッパの一部の国、それから容認しているイギリス、アメリカですが、このうち禁止している国々については、哲学的な議論や宗教に根差した文化の違いといった日本との差異により、これらを日本に直接適用することは困難だと言われてきました。一方の容認型ですが、これ

### ポスター 2

**制度化のモデル**

**禁止**

- ドイツ、フランス、イタリアなどヨーロッパの一部の国
- 哲学的議論を重ね生命観を定義したのち禁止。
- 宗教に根ざした文化の違いにより直接の適用は困難。
- 日本独自の宗教・哲学に根ざした議論の必要性が認識されるも、実際の議論の現場では重要視されず。

**容認**

- イギリス：哲学的議論で問題視も実施可能な法律が制定。
- アメリカ：無償の場合など条件付きで可能な州や、商業的でも可能な州がある一方、禁止する州もある。

**アメリカ・イギリス両国の日本へ影響**

制度化に関する公的議論にて使用される ←

- 米国で代理出産を使用した依頼者・斡旋業者の意見
- 英国の代理出産容認モデルの利用

世論の形成

- 米国・英国の事例を元にした報道
- 米国で依頼したタレント夫婦の報道
- 日本国内の事例報告における解説として米国の事例を利用
- ハリウッド映画をはじめ、娯楽番組を通じたイメージの構築

再帰的に作用

発展途上国の制度化  
・多くは制度化の途中。  
・人権意識の違いにより比較考察が困難

- ・国内の宗教的議論が薄い。
- ・西洋哲学以外の生命観を重視しない、学問の構造的な問題。(委員となる学者の選定や議論の進め方における優り)

日本の議論やそれに対する世論は、米国・英国の特定の情報に影響されている。

↓

米・英国における制度化の流れや、その文化的背景近年について調査し、日本と比較。

らはしばしば「この国ではこのようなかたちで認められる」といった現状紹介に終始しており、容認の裏の思想やプロセスが考慮されることがないまま議論が進められてきました。

さらにこのアメリカ、イギリスに対する議論については、しばしばアメリカ、イギリスに対する情報がメディアを通じて人々に流れ込んでくるものですから、世論の構築過程にも影響し、その世論の動きが学術会議を始め日本の公的な議論に影響するといった状況が生じていました。

そのため、今回の研究では特にアメリカ、イギリスの制度化の流れやその文化背景を把握すべく調査を行いました。

### 【ポスター -3】

調査方法は主に文献調査と、アメリカ国内の関係者のヒアリングです。ヒアリングの中には当事者の方々も含まれているので、その場合は調査倫理に関する手続きを徹底して行いました。

### 【ポスター -4】

次にイギリスの流れを説明します。

イギリスでは1984年にウォーノック報告という議論の結果の報告書が出されて、そこで「基本的に代理出産は犯罪として禁止されるべき」と厳しい規定がなされました。しかし、翌年ベビーコットン事件という代理出産事件が起き、世論が代理出産の商業的側面に注目するようになります。このコットン事件に関し代理出産が「子の福祉」によって認められる判決がなされたことを受け、同年、代理出産取り決め法というものが代理出産を厳格な規制の下で容認する形で行われるようになります。

しかし、一旦容認され現実に実施されていくと、元々代理出産取り決め法の中にあった「代理出産は基本的に好ましくないが容認する」という哲学的問題点は消えていき、結果として代理出産は不妊治療の正当な手段として位置付けられ、また報酬の支払いも必要ではないかという議論が起き、代理出産が拡大していくこととなります。

### 【ポスター -5】

次にアメリカに移りますが、アメリカでは人の生命の始まりがプライバシー権に関する政治的にデリケートな問題なので、その判断は各々の州法や裁判所判決に委ねられています。しかし、一応連邦レベルでモデルとすべき統一法案があり、それらを見る限り、近年は全体でも自由化・拡大化の方向へ議論が進んでいるのが分かります。実施数も大きな増加を示していて、国内でどんどん盛んに行われているのが分かります。

### ポスター 3

## 調査方法

**文献調査**

- 米国・英国内の制度化におけるプロセスの把握
- 米国における生殖技術問題の文化的特徴

**関係者へのヒアリング**

- 制度化の際に運動に関わっていた人々、状況を知る研究者
- 現在米国国内で運動を実施している人々
- 第三者の関わる生殖技術で生まれた当事者として、何らかの運動に関わっている人々。

スノー・ポールソン、半構造化インタビューを実施。一人あたり2~3時間。

**調査倫理に関して**

- 米国内の一般人に対するプリテストを実施し、文化的背景から生じるであろう摩擦を考慮した上で調査を設計。
- 当事者として協力して下さる方には、予め研究目的や方法、リスクを口頭・書面で説明し、同意の署名を得た上で実施。
- 専門家・研究者には事前に研究目的を述べ、調査協力に応じてくださった方に実施。

AID(非配偶者間人工授精)で生まれた人々たち

- 代理出産で生まれた人は現在コンタクトが取れず。
- 卵子提供で生まれた人々は現在も未成年であり、米国における調査倫理を考慮すると不可能と判断しアクセスを控えた。

### ポスター 4

## イギリスの流れ

1984年

- ウォーノック報告(Warnock Report)
- 「商業的代理出産は犯罪として禁止されるべき」
- 「女性が子宮を、経済的利益を得るために使ったり他人の子どもの野郎器として扱ったりするのは、人間の尊厳と相容れない」

→全ての代理出産を禁止する立場  
(一部で「代理出産の可能性を残し」、「非営利団体による実施が許されるべき」と主張)

1985年

- Baby Cotton事件(米国幹旋業者を通じた商業的代理出産)により、世論が代理出産の商業的側面に注目。
- 代理出産を「子の福祉」により認める判決。
- Surrogacy Arrangement Act(代理出産取り決め法)→大衆の意見に迅速に対応することを目的として制定。
- 無報酬の利他主義型のみ可。必要経費の支払いを認める。ウォーノック報告と異なる内容

1990年

- Human Fertilization and Embryology Act (HFE法)制定
- 代理出産に関し補完的な制度を追加。不妊治療の手段として位置づけられる。

1998年

- ブレイジャー報告(Brazier Report)
- ウォーノック報告における代理出産の見解を確認。代理出産取り決め法の不備を指摘。

- 代理出産に対する哲学的問題意識を残したまま実施。
- 実施に伴い当初の問題意識が消え、正当な手段として定着。
- 商業化・拡大を巡り実践的な問題が生じる。
- アメリカで法制度のモデルとして考えられてきたが結果的にはアメリカ同様に自由化が進む。
- 制度化に対する疑問が生じても実際の修正は不可能

そして、アメリカの各州の状況は、このポスター5に書かれている通りですけれども、条件なく実施できる州、厳しい条件下でのみ実施できる州、また、罰則付きで禁止する州等、さまざまです。ここで注目していただきたいのが、無効であるはずの州でも多く実施されているという事実です。これは、結果的に罰則規定が無い限り、州法の在り方にかかわらず実施数は増えていくことを示しています。この実施数は所得やヘルスケアへのアクセス、政治文化的背景により増加する傾向があります。つまり、いかに厳格な条件を課そうとも、罰則が無い限り、現実的にはほとんど抑制力を持たないということになります。

ポスター 5

### アメリカの法整備状況と現状

➢ 人の生命の始まりに関する問題は州法や裁判所判決に委ねられている。

➢ モデルとすべき統一法案が提案されているが、その採用は各州に任せられている。

**関連する統一法案**

1988年「補助生殖で生まれた子どもの地位に関する統一法」(2000年廃止)

➢ 依頼者は婚姻関係にある夫婦、妻に医学上の理由があり、少なくともどちらかの配偶子を用いる。

2000年「統一親子関係法」

➢ 依頼者が夫婦、少なくともどちらかの配偶子が必要といった条件の撤廃。

**実施数**

依頼者の卵・精子を用いた代理出産の場合、2004～2008年の4年間で生まれた子どもの数は2倍近くへ増加(738→1395人)。提供卵を使用した場合や、未登録業者を含むと更に増加すると見積もられる。

**各州の現状(2007年現在)**

- 州法により実施可(付帯条件のある場合も含む): 6州
- 判例により実施可: 10州(NY含) \*
- 厳密な管理下でのみ実施可: 4州
- 特に規定はなし: 22州
- 代理出産依頼は無効: 6州(NY含) \*
- 代理出産禁止: 2州
- 禁止のうえ実施者に罰則: 2州

\*NY州は州法で禁止も判例で有効(州法の重点は商業化の阻止)。

**実施の盛んな州(依頼者の受精卵を用いた場合のみ):**

カリフォルニア州	全体の23.3%
ニュージャージー州	8.1%
フロリダ州	7.0%
マサチューセッツ州	6.3%
ニューヨーク州	5.5%

- 規制する州法があっても、罰則がないと部分的な抑制力に留まる。
- 所得やヘルスケアへのアクセス、政治・文化的背景により、代理出産数も増加する傾向にある。

現場の人々は法整備における思惑や当時の文化的背景とは無関係に実施。制度化における理想論は機能せず。

【ポスター -6】

次にアメリカの歴史的流れを見ていきます。

まず代理出産です。1976年に弁護士が発見し、その後メディアに登場して人々に知られることになりました。1986年、ベビー M 事件が起き、そのときに代理母当事者を交えた代理出産反対連合というものが設立されます。その運動体がロビイング等を行い、各州で代理出産を規制する法律ができました。また、連邦レベルでも規制法案が提出されましたが、これは成立に至りませんでした。しかしながら、93年にカリフォルニアで依頼者カップルと遺伝的につながる子をつくる「体外受精型代理出産」が合法とされる判決が出てから、カリフォルニア内で多くの人々が代理出産を行うようになり、さらに判例の積み重ねによって利用者の範囲が拡大し、結果的に、独身者、提供/購入卵を用いる場合などさまざまな事例でも代理出産が行われ、ほぼ自由化される状況になります。

この自由化の前、各地で規制運動が行われたときに用いられた言説をここ(ポスター6)に示しています。選択、子どもの福祉といったものですが、これらは中絶議論や親権裁判の議論の延長で容認派・反対派ともに利用したもので、代理出産議論の本質というよりは政治的なパフォーマンスの言葉であったと思われます。また不妊夫婦の苦悩といった言葉もあります。そして母子の繋がり、赤ちゃん売買といった言葉もアメリカでは顕著です。これは奴隷制度のときの反省によるものです。

ポスター 6

### アメリカの歴史と現状

**代理出産の発展と規制**

1976年 弁護士ノエル・キーン(Noel Keane)が商業的代理出産を発明。後に代理出産が法に認められることに資する「利他的モデル」を発案。

(例) 報酬を減額しプレゼントを渡す

その他の弁護士・医師(Bill HandelやRichard Revin)が参入。商業的代理出産が本格化。

代理母がメディアに登場し、代理出産の概念が普及。

1980年代より、容認・反対双方の立場から法規制に関する州法レベルの取り組みが成される。

1986年 ベビーM事件

1987年 代理出産反対連合が設立される。(National Coalition Against Surrogacy)

1988年 ベビーM事件判決

禁止規定を持つ州法が制定されはじめる。

1989年 二度にわたり連邦レベルで規制法案が提出されるも成立せず。

1992年 NY州で代理出産を禁止する州法が成立。その他の州でも引き続き反対運動が継続。

親権に関する不安材料の多い状況下で、市場規模は小さいままに留まる。(業者数30 実施数100件/年)

**自由化と拡大**

1990年～ 体外受精型代理出産が普及

1993年 Johnson v. Calvert事件によりカリフォルニア州で依頼者カップルと遺伝的につながる体外受精型代理出産が合法化。(遺伝子中心主義の影響)

これを嚆矢として、判例の積み重ねとともに、カリフォルニア州で利用者の範囲が拡大→市場規模が拡大

独身者、提供/購入卵を用いる場合など遺伝的繋がりのない事例も実施され、カリフォルニア州では実質的に自由化。米国内の代理出産意識に影響。

「選択(choice)」: 中絶議論の延長 } 容認派・反対派ともに利用。同じ言葉が異なる文脈で使用

「子どもの福祉」: 親権裁判の延長 } される。一米国内の政治的問題を反映。

「不妊夫婦の苦悩」: 容認派により使用。流産をメタファーとし子を失う苦しみ。議論の本質ではなく、概念の政治的な利用。

「母子のつながり」「赤ちゃん売買」: 反対派 } 奴隷制度の反省。容認派は反論せず無視。



## 【ポスター -7】

このようなアメリカの法整備の背景を見ていきますと、まずアメリカでも容認・反対の立場は拮抗し、基本的に法整備は困難です。例外として80年代後半から90年代初頭にのみ、ベビーM事件による世論の盛り上がり、ロビイストによる積極的な活動で、厳しい禁止規定を持つ法整備が可能となりました。しかし、その後、かつて反対運動で用いられた従来型の言説を用いた議論は停滞し、またこれらの議論をする前提として、同性婚、中絶の是非など、アメリカで深刻な政治的問題を扱う必要があるため、現在政治の場では、この問題に踏み込むインセンティブは低い状況にあります。

## 【ポスター -8】

このように議論が停滞している中で、最近新たな動きが出ています。生まれた子どもたちが大人になり声を上げるようになってきて、特にAIDで生まれた人たちが提供精子の匿名性を無くして欲しいと訴えるようになりました。これでアメリカでも情報を開示するドナーを扱う業者が出てくる動きが生じています。またこういった人々がwebを通じてネットワークを作り、緩やかな草の根運動のようなとりくみを行っています。今の時点ではまだ明確ではありませんが、それが水面下で何らかの抑制力になっている可能性があります。

このような状態の中、さらに近年では、国際的な生殖ツーリズム、例えばインドへの生殖渡航といった問題が出て、アメリカ国内でもこれが子どもや代理母の人権問題として再認識されるようになりました。

## 【ポスター -9】

まとめです。

結果として、容認モデルはそもそも代理出産実施に対する理想論・楽観論に依拠しつつ作られたものでした。しかし様々な問題が拡大し深刻化している現状を顧みると、それが機能しているとは言えません。また、アメリカは文化的・政治的に特殊なので、そこで構築された制度や議論を直接日本に用いることは困難です。それゆえ今後日本で行うべきこ

## ポスター 7

### 法整備の背景

**<基本>**  
容認・反対の立場が拮抗し、法整備は困難。  
1980年代後半～90年代初頭にかけたのみ、ベビーM事件による世論の盛り上がり、ロビイストによる積極的な政治的活動により、厳しい禁止規定を持つ法整備が可能となった。

代理出産反対連合 (National Coalition Against Surrogacy) 経済評論家、科学問題に関する運動家のJeremy Rifkinにより設立。当事者や関係する研究者に呼びかけてロビーイングを実施。  
➢ 右派、左派、宗教的立場を問わず反対論者が集められる。  
➢ 業者や医師と密着していない代理母当事者の側から被害に関する意見が説明。  
➔ カリフォルニアでも反対法案が提出され、反対運動が実施されるも法整備には至らず。  
➢ ベビーM事件以降の盛り上がりが消えた後は運動体も消滅。  
➢ 女性団体は立場を巡り分裂。運動体として機能しなかった。

**<その後～現在>**  
従来型の言説を用いた議論は停滞。  
➢ 体外受精型が生殖の現状により、「赤ちゃん売買」「精子のつながり」といった反対する上で主流の言説が弱まる。  
➢ 右派、左派、女性団体の内部で分裂が続き、強い運動体が存在しない。  
➢ 議論をする前提として同性婚、中絶の是非など、深刻な政治的問題を扱う必要があり、政治の場で問題に踏み込むインセンティブが低い。

容認法案の必要性が低下  
➢ 問題として表面化するのには親権が定まらない場合。しかし体外受精型の導入により、親子関係の複雑さが増加し、元々家族構造が複雑であった文化背景のもと、通常の親権裁判と同様に「育養の意味」が重視されることで親権問題は解決しやすくなった。  
➢ 実質的には経済力さえあれば自由に実施できるため、容認に向けた制度化の必要性が減少した。

「代理出産」自体が抱える問題は潜在化  
➢ 代理母が抱える問題は事件として表れず潜在化。  
➢ 生まれた人々が未だ若年で、子どもの持つ問題が顕在化していない。

## ポスター 8

### 新たな動き

**<匿名性の問題視>**  
1990年代半ば～  
• AIDで生まれた人たちが遺伝的な父親を捜す動きが報じられる。提供精子の匿名性が問題視  
2000年代半ば～  
• ヨーロッパ、オーストラリアの一部で出自を知る権利が認められ、匿名提供が禁止されはじめる。  
• 米国内でも情報を開示するドナーを扱う業者が出現。

**<ウェブを通じたネットワークの発生>**  
• 生まれた人によりきょうだい探しシステムが構築。  
例: Donor Sibling Registry, Family Tree DNA など  
• 自動グループに似た緩やかなネットワークが形成  
例: Confessions of a Cryokid  
AIDで生まれた女性のウェブサイト。本サイトがネットワークのハブとして機能。当事者達はMLで情報交換し、時折ミーティングを開催している。代理出産で生まれた人などAID以外の方法で生まれた人も参加。  
• ウェブサイトで困難を綴る代理母  
→ 新たな草の根運動の発生

2010年「匿名父の日」 (Anonymous Father's Day)  
2011年「卵搾取」 (Eggploitation)

↑ 生命倫理文化センターによるドキュメンタリー映画。米国内で現在も頻繁に上映会が開催されている。

➢ 当事者たちがメディアに反対意見を発表。  
➢ 生命倫理問題や科学技術と社会の問題に特化した運動団体による活発な議論…科学の権威を疑問視  
例: NPO団体「生命倫理文化センター」(The Center for bioethics and Culture Network) 生まれた当事者と連携。  
➢ 発展途上国への生殖ツーリズムに対する問題が指摘される中で、人種差別、経済搾取の視点が追加。  
子ども、代理母の人権問題として再認識

ととしては、議論の際、現実を再認識する必要があります。希望的観測や主観的見識を排除し、現実に基づいた判断をしなければならないでしょう。

なお最後になりますが、今後の課題として、これらの研究調査から、次は日本に固有の文化を表面化させることが可能ではないかと考えています。

ポスター 9

<b>まとめ</b>	
<p><b>容認モデルの問題</b></p> <p>容認の背景に代理出産への否定的思想があるかどうかと現実の変遷は関係せず、楽観論に依拠した立法は問題を招く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 罰則がない限り、非商業化、厳格な条件の有無は現実の実施において重要性を失っていく。</li> <li>➢ 当初の哲学的議論がその後も維持される保証はなく、再解釈が繰り返されることで、対象範囲が拡大していく。</li> </ul>	<p><b>現実の再認識の必要性</b></p> <p>希望的観測や主観的見識を排除し、現実に基づいた判断をする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 代理母の抱える人権問題が米国では文化的背景により、潜在化または隠蔽され把持作業に困難を伴っているため、現状を持って代理母に問題がないと解釈する事はできない。</li> <li>➢ 生まれた人々が問題を発信している中で、過去の楽観論が根拠のない希望的観測であった事を認識すべきである。(たとえば親の愛情があれば問題は生じないと言った言説)</li> <li>➢ 科学技術としての面に影響され技術管理にも新進的な発想が想定されがらだが、実際に代理母・子どもの抱える問題は、搾取や買売春・人身売買としての側面が濃く、古典的な社会問題の延長として捉え直す必要がある。</li> </ul>
<p><b>アメリカの特殊性</b></p> <p>自由化は政治的に議論が停滞した結果生じたのであり、進んで実施されたものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自由化は制度化や裁判例のタイミングが交叉した結果として生じたもの。</li> <li>➢ それら過去の議論は米国に特殊な政治的文脈・家族の概念の中で構築されたものであり、日本の議論に直接あてはまられるものではない。</li> <li>➢ 近年は生まれた人の困難や第三国の女性の人身売買問題が表面化し結果的に停滞した過去の議論とは別のアプローチが生じつつある。</li> </ul>	<p><b>今後の課題</b></p> <p>日本固有の問題の明確化が可能であろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日本に特殊な親族間のケースでも英米の議論が援用されている。そこで用いられるロジックをオリジナルの議論と比較すれば日本の議論の特質や問題点の明確化が可能であろう。</li> </ul>

質疑応答

**座長：** これはまた、大議論のあるところだと思いますが、大陸の問題はカットしてしまっただけですね。

**柳原：** ヨーロッパですね。はい。ドイツやフランスでは禁止されてから後、アメリカほど大きな政治的運動は起きていませんので、もちろん国際法の問題で、他の国で子どもを作った人が入国できないという問題は生じていますが、代理出産を禁止する基本的方針そのものは変わっていないことから、ここでは議論の対象としてはおりません。

**座長：** ただ、アメリカの状況を日本がモディファイしているというわけですね。そのモディファイの一つの動因が大陸のものの考え方ですよ、明らかに。そのところを上手にやっていかないといけないかなと思いました。

**柳原：** はい。

**座長：** 理念の問題が絡むので、なかなか難しいですね。